

検討課題1. 令和3年改正で創設した裁判手続の 実効性確保に関する論点について

令和8年9月14日
事 務 局

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生防止
 - 新たな権利侵害の発生防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

検討課題 (第1回)

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

※第1回から第3回までのご意見

- 国内外の事業者の多くが提供命令に対応しているが、提供命令に強制力がないため、提供命令に対応しない／対応に時間がかかる等により、発信者の特定に至らないことがある。(清水構成員・第2回)
- プロバイダの多層化により、コンテンツプロバイダ(CP)だけでなく、アクセスプロバイダ(AP)に対しても提供命令を申し立てる必要が生じている。(清水構成員・第2回)
- プロバイダの多層化のために手続が遅延し、開示請求が認められても発信者の特定に至らないことがないようにするために、どのように手続の合理化を図ることができるのか検討することが重要。(大谷構成員・第1回)
- 発信者情報を保有しているか否かの調査に非協力的なプロバイダや、時間を要するプロバイダがいる。(清水構成員・第2回)
- CPとAPとで発信者情報開示手続への対応のスタンスは異なる。(北澤構成員・第2回)

検討の論点

- プロバイダの提供命令への対応状況を踏まえ、より迅速な発信者情報の特定・保全に向けて、提供命令の実効性を確保する仕組みの検討が必要ではないか。具体的には、どのような仕組みが考えられるか。
- より迅速な発信者情報の特定・保全に向けた検討に当たり、CPとAPの違い、契約者情報を有するプロバイダと有しないプロバイダの違いを踏まえ、契約者情報を有するプロバイダを迅速に特定する仕組みの検討が必要ではないか。具体的には、どのような仕組みが考えられるか。

第1回～第3回会合における主なご意見(再掲)

- 国内外の事業者の多くが提供命令に対応しているが、提供命令に強制力がないため、提供命令に対応しない／対応に時間がかかる等により、発信者の特定に至らないことがある。(清水構成員・第2回)
- プロバイダの多層化により、コンテンツプロバイダ(CP)だけでなく、アクセスプロバイダ(AP)に対しても提供命令を申し立てる必要が生じている。(清水構成員・第2回)
- プロバイダの多層化のために手続が遅延し、開示請求が認められても発信者の特定に至らないことがないようにするために、どのように手続の合理化を図ることができるのか検討することが重要。(大谷構成員・第1回)
- 発信者情報を保有しているか否かの調査に非協力的なプロバイダや、時間を要するプロバイダがいる。(清水構成員・第2回)
- CPとAPとで発信者情報開示手続への対応のスタンスは異なる。(北澤構成員・第2回)

第4回会合における主なご意見

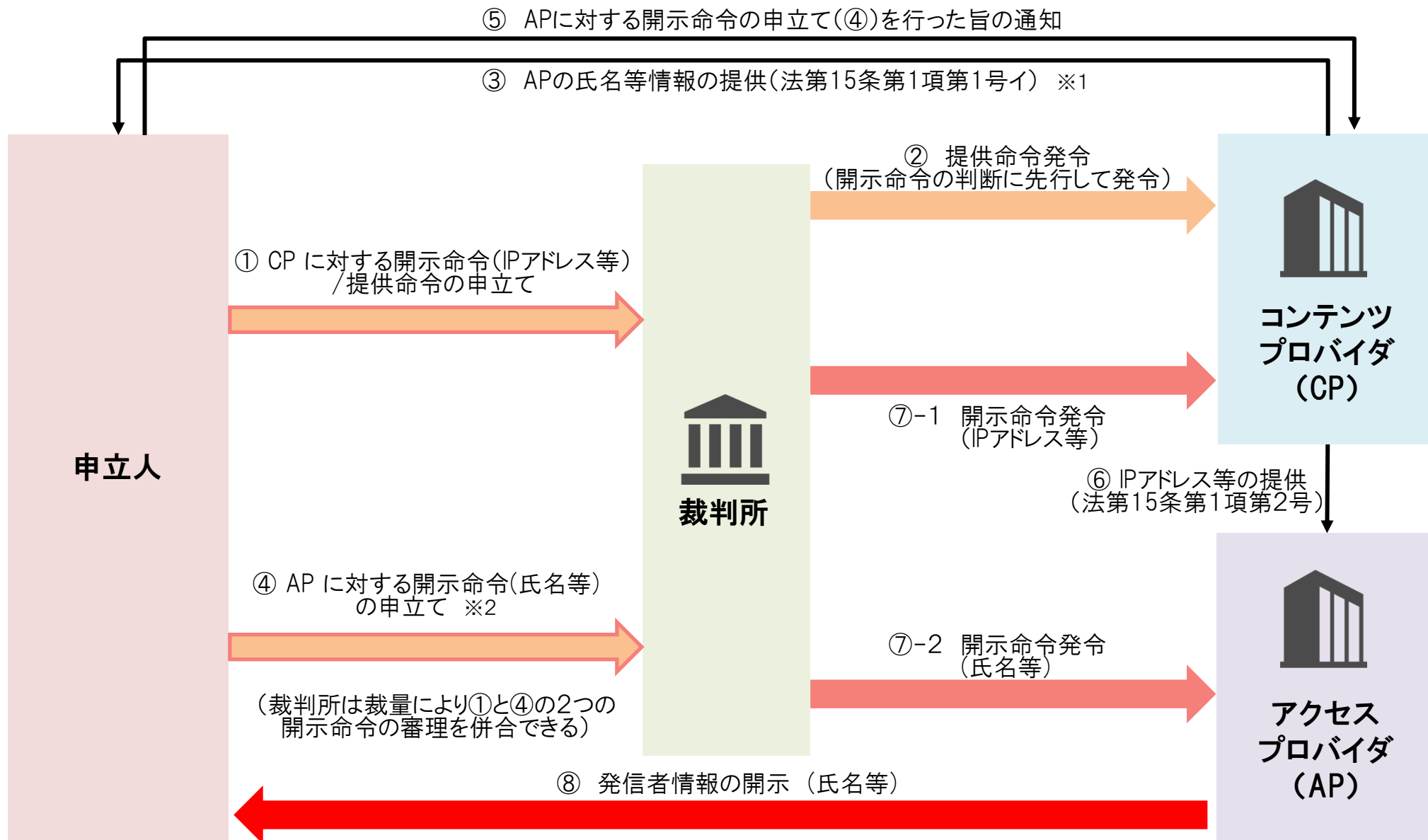
- 提供命令の実効性確保は令和3年改正の肝の部分であり、提供命令に応じない事業者の存在により、実務上、発信者情報開示命令と仮処分を同時に申し立てる「ダブルトラック」が常態化していることは、司法リソースの観点からも課題なのではないか。(上沼構成員)
- 手続の迅速化とともに、発信者情報が一定期間保全されることを確保する仕組みも検討する必要があるのではないか。(垣内構成員)

①提供命令の実効性確保について

②プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討について

③発信者情報の保有について

④ご議論いただきたい事項



※1 CPにおいて、保有する発信者情報によってAPを特定することができない場合には、申立人に対しその旨提供する(法第15条第1項第1号ロ)

※2 下位APが存在する場合には、④の開示命令の相手方であるAPに対し提供命令の申立てを行い、判明した下位APに対し開示命令の申立てを行う(裁判所は、裁量により、これら3つの開示命令の審理を併合することができる。)

提供命令の発令から通知までの平均日数

会社名	平均日数
国外事業者A:	49
国外事業者B:	46
国外事業者C:	対応実績なし(※)

※ 請求対応に係る弁護士及び裁判所の間で、提供命令に対応しないことが周知の事実となっている。

（出典）第2回会合 資料2-2 清水構成員ご発表資料を基に総務省作成

（参考）第二東京弁護士会消費者問題対策委員会「発信者情報開示に関するアンケート」(抄)

発信者情報の提供命令が発令された場合でも、コンテンツプロバイダがこれに一切応じなかった事件はあるでしょうか。

・ある 7 回答

うち6件が【海外CP A】、1件が【海外CP A】・【海外CP B】・【掲示板 A】(複数回答)

・ない 13回答

うち1件は「提供命令をつけても応じないあるいは応じない可能性があるとの情報を得ており、そのようなプロバイダにはあえて提供命令をつけていない」と回答

実施期間：令和6年9月4日から令和6年10月25日

対象：弁護士(第二東京弁護士会所属弁護士に限定しない)

実施方法：フォーム(「Qooker」)を利用し第二東京弁護士会公式ウェブサイトに案内及びリンクを設置

（出典）第二東京弁護士会消費者問題対策委員会「『発信者情報開示に関するアンケート』実施報告書」を基に総務省作成

①提供命令の実効性確保について

②プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討について

③発信者情報の保有について

④ご議論いただきたい事項

- ・ 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況にあるほか、**発信者情報開示請求の件数も増加傾向**にある。
- ・ プロバイダの多層化により発信者の特定までに時間を要する事例も指摘されており、**インターネット上の誹謗中傷等の権利侵害について、迅速な被害者救済を図る必要性**が引き続き指摘されている。

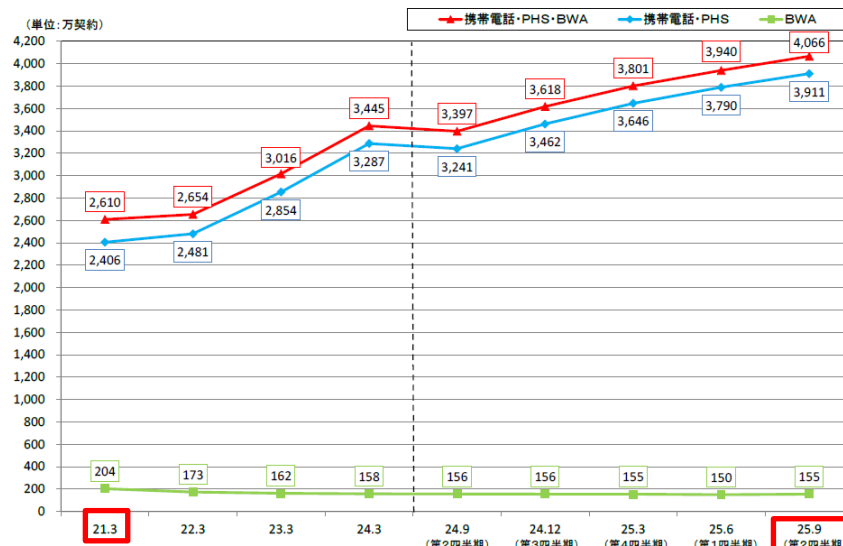
◆ 発信者情報開示請求の件数の増加

- ・ 非訟手続の申立件数は、令和5年から令和7年の3年間で、3,959件から10,072件と**約2.5倍に増加**。
- ・ 総務省が実施したアンケート調査(※)によれば、**令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求(訴訟、仮処分、非訟、任意請求)の総数は154,484件**であり、増加傾向にある。

※ プロバイダに対し、任意で回答を求めたものであり、実態としては更に大量の請求がなされている可能性がある。なお、上記件数のうち大部分は任意請求によるもの。

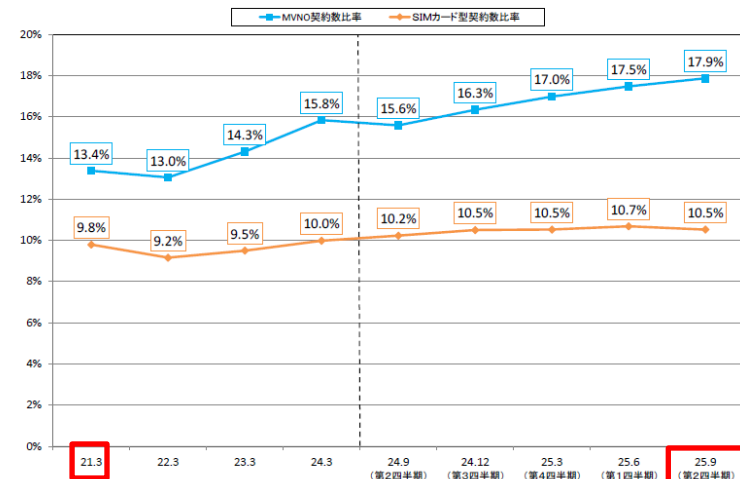
◆ プロバイダの多層化

- ・ 例えば、**MVNOサービスの契約数及び契約数比率は増加傾向**にあり、複数のプロバイダが介在することで、発信者の特定までに時間を要している場合があることが指摘されている。



注：MNOからの報告を基に作成。

MVNOサービスの契約数の推移



注1：MVNOサービスの契約数比率=MVNOサービスの契約数/移動系通信の契約数
 注2：MVNOが提供するSIMカード型の契約数比率=MVNOが提供するSIMカード型の契約数/MNOが提供する通信モジュールの契約数
 注3：MVNOが提供するSIMカード型の契約数は、提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告数を合計している。
 注4：事業者報告の修正により、2024年度第2四半期(24.9)以降の契約数比率について修正を行っている。

MVNOサービスの契約数比率等の推移

(出典) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和7年度第2四半期(9月末))」を基に総務省作成

- プロバイダの多層化を示唆する数値の1つとして、IPoE接続（※）を利用するプロバイダの数などが増加傾向にあることが挙げられる。

※ IP over Ethernet。NTT東日本・西日本が構築するネットワーク(NGN)にISP等の他事業者が接続する方式の1つであり、技術的な要因から、IPoE接続事業者数の上限が現在16者（現在は10者が接続）であるため、その他の事業者はIPoE接続事業者を介してNGNによるインターネット接続サービスを提供している。

IPoE接続を利用するISP数の推移

	利用ISP数
2023年3月末	229事業者 *1
2023年9月末	235事業者 *1
2024年3月末	254事業者 *1
2024年9月末	261事業者 *1
2025年3月末	266事業者 *1
2025年9月末	275事業者 *1
2026年3月末	273事業者 *1

*1：8事業者の合計

IPoE接続ポート数の推移

	ポート数	内訳	
	総ポート数	NTT東日本	NTT西日本
2023年3月末	376	210	166
2023年9月末	414	221	193
2024年3月末	442	235	207
2024年9月末	462 *2	244 *2	218 *2
2025年3月末	480 *2	252 *2	228 *2
2025年9月末	502 *2	266 *2	236 *2
2026年3月末	532 *2	290 *2	242 *2

*2：9事業者の合計

※ IPoE接続事業者とNTT東日本・西日本との接続ポート数(100Gbpsポート)

申立人

① CP に対する開示命令(IPアドレス等)/提供命令の申立て

② 提供命令発令(開示命令の判断に先行して発令)

③ AP1の氏名等情報の提供

⑤ AP1に対する開示命令の申立て(④)を行った旨の通知

②-1 開示命令発令(IPアドレス等)

④ AP1 に対する開示命令(氏名等)の申立て(※)

⑦ 自身が上位APであり
契約者情報不保有の旨連絡

⑧ AP1 に対する開示命令(④)を補正の上
(IPアドレス等)、提供命令の申立て

⑨ 提供命令発令

⑩ AP2の氏名等情報の提供

⑫ AP2に対する開示命令の申立て(⑪)を行った旨の通知

②-2 開示命令発令(IPアドレス等)

⑪ AP2 に対する開示命令(氏名等)の申立て(※)

⑭ 自身が上位APであり
契約者情報不保有の旨連絡

⑮ AP1 に対する開示命令(⑪)を補正の上
(IPアドレス等)、提供命令の申立て

⑯ 提供命令発令

⑰ AP3の氏名等情報の提供

⑲ AP3に対する開示命令の申立て(⑱)を行った旨の通知

②-3 開示命令発令(IPアドレス等)

⑱ AP3 に対する開示命令(氏名等)の申立て

②-4 開示命令発令(氏名等)

⑳ 発信者情報の開示(氏名等)



コンテンツ
プロバイダ(CP)

⑥ IPアドレス等の提供↓



アクセス
プロバイダ(AP1)

⑬ IPアドレス等の提供↓



アクセス
プロバイダ(AP2)

⑳ IPアドレス等の提供↓



アクセス
プロバイダ(AP3)



裁判所

※ 通常、申立人は下位APの存在を把握できないことから、まずは氏名等情報の開示命令を申し立てる。ただし、下位APの存在が判明した場合には、提供命令に際し下位APの特定に使用可能な情報が開示命令の申立対象に限られることから、開示命令を修正の上で、提供命令の申立てを行う。

◆ プロバイダの保有確認の所要日数

プロバイダ名	申立書受領からの所要日数	
	人格権侵害の場合	著作権侵害(P2P)の場合
NTTドコモ・ NTTドコモビジネス		
KDDI		
ソフトバンク		

※ コンテンツプロバイダについては不明。

（出典）第3回会合 資料3-2,資料3-3,資料3-4を基に総務省作成

提供命令の発令から通知までの平均日数

会社名	平均日数(※)
国内事業者A:	20
国内事業者B:	19
国内事業者C:	22
国内事業者E:	50
国内事業者F:	18
国内事業者G:	22
国内事業者H:	9
国内事業者I:	42
国内事業者J:	26
国内事業者K:	11
国内事業者L:	57
国内事業者M:	33
国内事業者N:	7
国内事業者O:	13

※ 不保有の場合の回答も含まれており、その場合は回答までの時間が短くなる傾向がある。

（出典）第2回会合 資料2-2 清水構成員ご発表資料を基に総務省作成

（参考）プロバイダに対する任意調査結果（総務省実施・令和7年度）

非訟手続について、提供命令の発令日から氏名等情報の提供までの平均的な期間をお答えください。

提供命令が発令された際、氏名等情報又は発信者情報を提供したと回答したアクセスプロバイダ9事業者からの回答
調査対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

①提供命令の実効性確保について

②プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討について

③発信者情報の保有について

④ご議論いただきたい事項

○ 検討の背景(社会環境の変化)

- ・ 違法・有害情報の流通が高止まりする中、SNSやインターネット上の掲示板等における誹謗中傷等に対し、加害者特定前に、通信履歴が消去されているとして、被害者救済の観点での課題があるとの指摘。
- ・ SNSやインターネット上の掲示板等で著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿等の掲載など、違法情報の流通が社会問題化。

これまでの経過

- ・ 令和7年3月～ 通信ログ保存の在り方に関するWG
(事業者、警察庁(刑事の観点)、弁護士(民事の観点)からヒアリングを実施。)
- ・ 令和7年9月 親会である「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」において、報告書の取りまとめ。
- ・ 令和7年9月 報告書を踏まえ、事業者団体(SMAJ、通信4団体)に属する事業者に対し、要請。
- ・ 令和7年10月 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」の改正
- ・ 令和8年2月 要請のフォローアップとして、事業者ヒアリングを実施。

○ 通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ 「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」のWG 構成員(五十音順)

梅本 大祐 英知法律事務所弁護士

小林 央典 TMI総合法律事務所弁護士

穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(主査) 鎮目 征樹 学習院大学法学部教授

曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科教授

巽 智彦 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

(主査代理) 森 亮二 英知法律事務所弁護士

オブザーバ

警察庁 刑事局 捜査支援分析管理官

警察庁 サイバー警察局 サイバー企画課

○ 要請の概要(令和7年9月16日)

- ・ SMAJ、通信4団体の会員事業者を対象。
- ・ 業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも3か月から6か月程度保存すること

○ ガイドライン解説改正の概要(令和7年10月1日)

- ・ 新たに下限の目安を定めるもの
- ・ 誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対策のために不可欠な情報である通信履歴を保存することは必要であり、CP、APともに、業務の遂行上必要な通信履歴の保存期間について、少なくとも3～6か月程度とすることが社会的な期待に応える望ましい対応であること

通信ログ保存の在り方に関する報告

令和8年3月

通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ(以下「本WG」という。)において、通信履歴の保存期間等に関する事業者ヒアリングを実施したので、その結果等について報告する。

- 1 通信履歴¹の保存については、本WG及びICTサービスの利用環境の整備に関する研究会での取りまとめを踏まえ、令和7年10月1日、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説²の改正を行い、CP及びAP³において、業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも3か月から6か月程度保存することが社会的な期待に応える望ましい対応であることを明記した。また、同年9月16日、事業者団体に対し、会員事業者と同対応をとるよう周知する旨の要請を行った(以下、上記改正及び上記要請を併せて「本改正等」という。)
- 2 本WGでは、本改正等のフォローアップとして、令和8年2月、事業者ヒアリングを実施した。事業者ヒアリングの結果、同時点において保存期間が3か月に満たない事業者が一部認められたものの、複数の事業者が、本改正等を踏まえ、業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも3か月は保存するように保存期間を延長したことが認められ、また、多くの事業者が、業務の遂行上必要な通信履歴を対象に、少なくとも3か月から6か月程度保存していることが認められた。
- 3 上記事業者ヒアリングの結果を踏まえると、多くの事業者が本改正等の内容を遵守していることから、本改正等により一定の効果があると認められる。他方で、一部の事業者が本改正等の内容に応じていないことも認められた。こうした課題に対しては、引き続き本改正等の内容の遵守を求めていくとともに、今後も、実効性の確保や通信の秘密をはじめとする利用者利益の保護の観点を踏まえながら、必要に応じて検討を行うべきである。

- 1 本報告における通信履歴とは、利用者が電気通信を利用した日時、当該電気通信の相手方その他の利用者の電気通信に係る情報であって当該電気通信の内容以外のものをいう(電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号(最終改正令和7年個人情報保護委員会・総務省告示第2号))第38条第1項記載のもの)。
- 2 脚注1記載のガイドラインの解説(令和4年3月(令和7年12月更新))
- 3 本報告において、CPとはSNSやインターネット上の掲示板等のサービスを提供する事業者をいい、APとはインターネット接続サービス提供者をいう(脚注2記載のガイドラインの解説第38条第1項記載のもの)。

（参考資料：通信履歴の保存の在り方関係資料）

EUデータ保存指令概要（2006年2月3日採択）

（１）内容

※2014年4月、EU司法裁判所判決により無効とされた

①データ保存に関する加盟国の義務

- ・指令に規定するデータ（通信履歴等）が保存されることの確保（不完了呼を含む）
- ・保存されたデータが、特定の場合に、国内法に従って、適切な国家機関にのみ開示されることの確保
- ・データへのアクセスに関する手続・条件の国内法による規定
- ・通信が行われた日から最低6ヶ月、最大2年間データが保存されることの確保

②対象となるデータの範囲（いずれも個別の通信にかかるデータ）

	固定通信	移動通信	インターネットアクセス 電子メール、インターネット電話
通信の発信元	発信元の番号、加入者の氏名・住所		ユーザID、通信時のユーザの氏名・住所 等
通信の相手先	ダイヤルされた番号、加入者の氏名・住所		受信者のユーザID・電話番号、加入者の氏名・住所 等
通信日時 通信期間	通信の開始／終了日時		ログイン／ログオフ日時、割り当てられたIPアドレスと加入者のユーザID
通信タイプ	－		用いられたインターネットサービス
通信端末	発信元／受信先の電話番号	発信元／受信先の電話番号、IMSI/IMEI （プリペイド式携帯電話の場合には、有効化の日時及び位置）	ダイヤルアップの発信元電話番号、通信開始者のDSL又は他の終端
通信端末の場所	－	通信開始時の位置	－

※IMSI＝国際加入者識別番号 IMEI＝国際移動端末識別番号

（２）スケジュール

- ・指令採択から、①固定通信及び移動通信については18ヶ月以内に、②インターネットを利用する通信については36ヶ月以内に、データを保全するための体制を構築しなければならない。

- EU司法裁判所（CJEU）は、2014年4月8日、重大な犯罪の捜査等のために通信履歴の保存を加盟国に義務付けたEUデータ保存指令（2006年2月3日採択）は、EU基本権憲章が定める基本権に対して広範で深刻な制約をもたらすものであり、その制約が必要最小限に限定されていないことから、無効とした。

EU司法裁判所判決の概要

- 通信履歴は、利用者の私生活についての詳細な情報を了知させるものであり、その保存は私生活の尊重と個人情報保護という基本権の制約にあたるが、重大犯罪との戦いという目的で通信履歴を保存することは、ただちに憲章に違反するわけではない。
- しかしながら、本指令においては、
 - すべての個人に係る、すべての電気通信手段における、**すべての通信履歴について、一般的に保存対象としており、重大犯罪との戦いという目的に照らした何らの差異や制限、例外を設けていない。**
 - **正当な権限を有する国家機関が、犯罪防止、捜査、刑事訴追の目的のみにためにデータにアクセスし、それを使用することを担保するような客観的基準を設けていない。**また、一般的に「重大な犯罪」と言及するのみであり、その定義は加盟国に委ねている。また、権限ある国家機関が通信履歴にアクセスし、利用するにあたって、裁判所による事前審査等の手続的な条件を設けていない。
 - データ保存期間に関して、一律に6ヶ月以上とされており、**必要となるデータの種類やデータの有用性に応じた区別が設けられていない。**また、**保存期間は6ヶ月～2年の間とされているが、保存期間を決めるにあたって、それが必要最小限度であることを客観的に担保するような基準が設けられていない。**
 - **データの不正利用を防止するための有効な安全措置を規定していない。**特に、ISPがセキュリティレベルを決めるうえで、経済的な考慮をすることを認めており、また、データ保存期間終了後のデータの破棄についても規定していない。
 - データがEU域内に保存されることを求めていることから、**制約が必要最小限に限定されておらず、私生活の尊重と個人情報保護という基本権に対して広範で深刻な制約をもたらすものであり、本指令は無効である。**

- ①提供命令の実効性確保について
 - ②プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討について
 - ③発信者情報の保有について
 - ④ご議論いただきたい事項**
-

提供命令の実効性確保

1. 提供命令の迅速な履行及び実効性の確保の観点から、どのような対応が考えられるか。提供命令に応じなかった場合の制裁を設けるべきか。
2. 提供命令に基づく他の開示関係役務提供者(下位プロバイダ)へのIPアドレス等の提供は、申立人が下位プロバイダに対し開示命令を申し立て、申立人からその旨の通知を受けたことを条件に発生することとされているところ(法第15条第1項第2号)、迅速性向上の観点から、通知の必要性・妥当性についてどのように考えるか。また、提供されたIPアドレス等の保護を徹底する方法についてどのように考えるか。

プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討

1. 発信者情報開示請求件数の増加やプロバイダの多層化等の状況の変化を踏まえ、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、発信者情報開示制度の趣旨である被害者救済を実現するため、最下位APの特定に至るまでの手続の合理化・迅速化のためにどのような対応が考えられるか。特にアクセスプロバイダについて、裁判手続の全てについて維持することが妥当と考えられるか。
2. 「1.」の検討に当たり、手続の合理化・迅速化を図りつつ、開示関係役務提供者に過重な負担が生じることを回避し、発信者情報開示制度が円滑に運用されるよう、どのような点を考慮する必要があるか。

※ 必要なプロバイダの主張立証の機会の確保については、検討課題2の論点において検討する。

その他検討すべき事項

1. その他、発信者情報開示制度の実効性確保に係る課題について、検討すべき事項はあるか。

參考資料

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(発信者情報開示命令)

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者(以下この項において「申立人」という。)の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項(イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項)を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること。
 - イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。)により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所(以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。)の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合 その旨
- 二 この項の規定による命令(以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。2 前項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報以外の発信者情報

2～5 (略)

プロバイダに対する任意調査結果（総務省実施・令和7年度）【コンテンツプロバイダ】

貴社でのサービス提供にあたり、アカウント登録情報又は通信ログとして取得・保存している情報をお答えください。（複数選択可）

(n=18 そのうち3者が無回答)
※外国事業者を含まない

※ 調査対象期間: 令和7年4月1日から令和8年3月31日

プロバイダに対する任意調査結果（総務省実施・令和7年度）【アクセスプロバイダ】

貴社でのサービス提供にあたり、契約者情報又は通信ログとして取得・保存している情報をお答えください。（複数選択可）。

(n=128)

※ 調査対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日